

個人情報等の取り扱いに関する特記事項

(法令等の遵守)

第1条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、委託業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び関係法令を遵守するものとする。

(個人情報等の秘密保持)

第2条 受注者は、委託業務の遂行にあたり発注者から取り扱いを委託された個人情報等を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、本件業務遂行以外の目的で、加工、利用、複写又は複製してはならないものとし、また、第4条第3項に定める再委託先が本件業務の遂行上、必要最小限度の個人情報等を取り扱う場合を除き、他に開示し、又は漏洩してはならないものとする。

2 受注者は、自己の役員及び従業員（受注者の指揮監督を受けて本件業務に従事するものをいう。以下「従業員等」という。）に対し、個人情報等に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

3 受注者は、従業員等が退職する場合、当該従業員等に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報等の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(安全管理措置)

第3条 受注者は、本件業務の遂行にあたり、個人情報等の漏洩、滅失又は毀損（以下「漏洩等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 発注者及び受注者は、発注者が前項に定める安全管理措置に関し、その具体的内容を特に指定しようとする場合、本件業務の内容、規模及び対価を考慮し、協議を行うものとする。

(管理監督)

第4条 発注者及び受注者は、前条に定める安全管理措置を徹底するため、本件業務の遂行にあたり個人情報等の取り扱いに関する管理責任者を定めるものとする。

2 受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報等を取り扱う従業員等の範囲を限定するものとし、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

3 受注者は、本件業務の遂行上、個人情報等の取り扱いの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託する場合には、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を書面により事前に発注者に通知するものとし、また、受注者の責任において、再委託先に対して

本契約で定められている受注者の義務と同等の義務（再委託先において、第3条に定める安全管理措置を講じることを含む。）を課すとともに、必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

（本人に対する責任等）

第5条 発注者は、個人情報等が、法を遵守して適正に取得されたものであることを保証するとともに、受注者に個人情報等の取り扱いを委託することについて個人情報等の主体たる本人に対して責任を負う。

2 受注者は、本人から個人情報等の開示、訂正、追加、又は削除等の請求を受けた場合、あるいは行政機関、司法機関、本人以外の第三者から個人情報等の提供を要請された場合、すみやかに発注者に通知するものとする。この場合、受注者は、本人又は本人以外の者の請求又は要請に直接応じる義務を負わず、発注者が自己の費用と責任をもって対応するものとする。

（監査）

第6条 発注者は、受注者における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、受注者に対する書面による事前の通知により、報告、資料の提出又は監査の受入を求めることができる。この場合、受注者は、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、発注者の求めに応じるものとする。

2 前項の報告、資料の提出又は監査にあたり、受注者は発注者に対して、受注者の営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に定める営業秘密をいう。）に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができるものとする。

3 発注者は、監査のために受注者の事業所又はコンピュータセンター等への入館が必要となる場合、受注者所定の事務処理及び入退館等に関する規則に従うものとする。

4 受注者は、発注者による監査が通常範囲を超えると判断するとき、発注者と受注者とが協議の上、監査の受入のために受注者が要した費用を発注者に請求することができるものとする。

（改善の指示）

第7条 発注者は、前条による報告、資料の提出又は監査の結果、受注者において個人情報等の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明したうえで、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

2 受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

3 発注者の要請する安全管理措置の改善が第3条に定める安全管理措置の範囲を超え、

かつ本件業務の内容、規模及び対価に鑑み不相応な費用を要するものであるときは、当該改善に係る費用は発注者が負担するものとする。

（事故発生時の対応）

第8条 受注者は、個人情報等の漏洩等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに発注者に報告するものとする。このとき、発注者及び受注者は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、発注者及び受注者が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事故によって個人情報等の本人が被る権利利益の侵害の状況、事故の内容及び規模等に鑑み、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

（損害賠償）

第9条 受注者は、自己の責に帰すべき事由により、個人情報等への漏洩等の事故が発生し、発注者に損害が生じた場合、これを賠償する責任を負うものとする。

（免責）

第10条 受注者は、第3条に定める安全管理措置を誠実に実施したこと、また、それにもかかわらず個人情報等の漏洩等の事故の発生を回避できなかったことを証明できる場合、その範囲内において、前条に定める損害賠償の責任を免れるものとする。

（個人情報等の返還等）

第11条 受注者は、本件業務が終了したとき、又は発注者の求めがあるときはいつでも、発注者より取り扱いを委託された個人情報等（その複製物を含む。）の全部又は一部を発注者に返還し、又は記録媒体から消去しなければならない。